

## 平成28年度 第1回山辺町地域公共交通会議 会議録

- 1 日時 平成28年6月22日(火)10時00分～10時50分
- 2 会長 山辺町役場2階会議室(1)・(2)
- 3 出席委員 清野康隆会長、今野裕幸委員、伊藤博夫委員、安藤昭雄委員、三浦康市委員、久連山良夫委員、吉田憲雄委員、栗田利彦委員、吉田幸司委員 以上9名
- 4 欠席委員 石川康夫委員 保坂浩昭委員、高橋末雄委員、竹内昇委員、星孝浩委員
- 5 事務局 宗田一彦政策推進課長、秋葉雅司企画情報係長、後藤由貴企画情報係主事、吉田郁男町民生活課長、遠山進生活環境係長、後藤和幸生活環境係主査
- 6 会議資料  
(資料1)山辺町生活交通ネットワーク(案)について(A4 28ページ)  
(参考資料)コース別乗車人数、町民アンケート調査結果
- 7 会議内容

① 開 会 (10:00)

② 会長あいさつ(清野副町長)

③ 委嘱状の交付について(事務局長)

《出席委員1名へ委嘱状交付》

④ 副会長および監事の確認について(事務局長)

《会長が山辺町地域公共交通会議設置要綱第5条第3項の規定により、昨年度に引き続き副会長は久連山良夫委員を、監事2名のうち1名については三浦康市委員を指名。監事のうちもう1名については前任の富樫委員に代わり、星孝浩委員を指名》

⑤ 協議について

《設置要綱第6条第3項の規定に基づき、会長が議長となる。》

[議 長]

それでは、暫時の間進行を進めさせていただきます。皆様におかれましては慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

配布されております次第に基づき進めてまいります。

「(1)山辺町生活交通確保維持改善計画(案)について」を上程いたします。事務局から説明してください。

[事務局]

それでは町民生活課後藤から説明させていただきます。座って失礼させていただきます。

(1)山辺町生活交通確保維持改善計画(案)について、説明させていただきます。  
この計画であります。当町が運行事業者であります町営のコミュニティバス(循環バス)、乗り合いバス及びデマンドバス(予約を受けて運行)を運行するに当たり

まして、その経費の一部として活用する国庫補助金である地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付をうけるために作成したものでございます。

まず、この計画の名称については山辺町生活交通確保維持改善計画でございます。

次に「1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性」でございますが資料のとおりとなっております。

次に「2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果」であります。基本目標としましては、二つありますが、そのひとつ循環バスにつきましては運行形態の見直し等を検討しましてより効率的で利便性の高いバス運行を目指してまいります。院、公共施設利用等の小需要に対する細やかな運行形態の継続を図ってまいります。また、両方に共通することですが、さらなる利用促進のため、多様な媒体、手法による広報活動の強化も図ってまいります。次、利用者目標であります。当計画に3ヶ年における利用者目標につきましては以下表に記載のとおりでございます。この数値は平成25年10月からの利用者実績を踏まえて設定したものでございます。

「3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者」は、先ほどの3の事業について詳細が記載されているものになります。この度補助を受けようとするのは、循環バスと乗り合いバス、デマンドバスであります。循環バスについては東西線・南北線の2系統について補助を受ける予定であります。次、表中ごろ「確保維持事業に要する国庫補助額」の欄であります。9ページの表2にございますが、「補助対象経費の1/2」という欄がございます。ここにでております数値が「確保維持事業に要する国庫補助額」になっております。次にデマンドバスにつきましては15ページの欄「補助対象経費の1/2」が「確保維持事業に要する国庫補助額」になっております。続きまして6ページ右側、「国庫補助金内定申請額」は東西線・南北線・デマンドバスの合算額となっております。次に右側「地域内フィーダー系統の適合基準であります。こちらにつきましては補助金の交付要綱における今回の3路線に該当する要件を記載したものであります。最後に一番下の「国庫補助金内定申請額」につきましては、同じく票の右下「国庫補助上限額」と比べて少ない方を申請することとなっております。373万円となっております。

「4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」につきましては表2（9～20ページ）になります。これにつきましては、複雑な数式となっておりますが、29～31年度までについての乗り合いバス、デマンドバスの負担割合などをまとめたものとなります。

「5. 別表4の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要」「6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧」ともに当町該当ございません。

次、「7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要」でございます。こちらの内容につきましては人口集中地区以外8,206人、交通不便地域3,110人となっております。この人口集中地区以外につきましては、国勢調査により割り出しております。地図で見ていただきますと28ページとなります。

交通不便地域におきましては、半径1キロ以内にバス停等が無い集落について運輸局長が指定した地域となっております。これにつきましては27ページの地図になりまして、赤い網掛けがバス停から半径1キロ以内を示したものです。この部分から外

れている地域ということで交通不便地域となっています。

8. 9. 10はすべて該当ございません。

「11. 協議会の開催状況と主な議論」については、これまでの会議を列記したものでございます。「12. 利用者等の意見の反映状況」ですが、これについては昨年度町民アンケート、利用実態調査を行いました。その結果を広報誌、ホームページでお知らせしております。これにより、皆様の意見を聴取し、利用実態の把握ができておりますので、今後生かしてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

[議長]

ただ今説明のございました、「(1) 山辺町生活交通確保維持改善計画(案)について」、委員の皆さんからご意見、ご質問ございませんでしょうか。

《質疑なし》

[議長]

ご意見等ないようですので、お諮り致します。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

[議長]

他に皆さんからご協議いただく案件などございませんか。

<案件なし>

[議長]

何もないようでしたら、本日の協議事項をすべて終了とさせていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げ、これで議長の役を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

⑥その他

《(1)「コミュニティバスの状況と今後の取り組みについて」、(2)「コミュニティバスのアンケート結果について」を事務局から報告》

⑦閉会(事務局長)

以上をもちまして、平成28年度第1回山辺町地域公共交通会議を閉会いたします。委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございました。